

## 2019年度 高校等での学びを経済的に支える主な制度について

中学校卒業後の子どもたちの学びを経済的に支える主な制度を紹介しています。制度を利用するための条件がそれぞれあります。くわしくは各学校の担当教職員・担任にお問い合わせください。

### 1. こうとうがつかうとうしゅうがくしえんきん 高等学校等就学支援金制度

授業料負担を軽減するための制度

- 進学後、在学する学校で手続きをします。
- 授業料の範囲内で支給されるもので、学校の設置者が受け取り、授業料に充てます。
- ※ 私立の学校の場合、授業料との差額が生じることがあります。不足分については負担する必要があります。

### 2. こうとうがつかうとうしゅうがく きゅうふきん 高等学校等奨学のための給付金制度

授業料以外の負担を軽減するための制度

- 進学後、在学する学校で手続きをします。

### 3. じゆぎようりようげんめん 授業料減免制度

授業料負担を免除するための制度

- 私立の学校が対象です。
- 進学後、在学する学校で手続きをします。

### 4. とくべつしえんきよういくしゅうがくしやうれいひ 特別支援教育就学奨励費制度

就学のための経費負担を軽減するための制度

- 特別支援学校高等部が対象です。
- 進学後、在学する学校で手続きをします。

### 5. しまねけんこうとうがつかうていじせいかていとうしゅうがくしやうれいしきん 島根県高等学校定時制課程等就学奨励資金制度

就学のための経費負担を軽減するための制度

- 定時制課程、通信制課程が対象です。
- 進学後、在学する学校で手続きをします。

### 6. しょうがくきん しゅう がくしきん 奨学金・就(修)学資金制度

(1) 主要な奨学金(貸与～返す必要がある資金)

以下の①～③のような制度のうち、主なものについて次のページに掲載します。

- ① 金利が付かない。
- ② 返す期間が10～20年と長い。
- ③ 返すことが難しい場合、支払いを待ってもらう制度がある。

| 制度名                                                                                                         | 金額等                                                                                                                                               | 大まかな条件                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| <small>こうとうがっこうとうしょうがくしきん</small><br><b>高等学校等奨学資金</b><br>(島根県育英会)                                           | <small>しょうがくきん</small><br><b>奨学資金</b> (学校で学ぶための資金を月額で貸与。)<br><hr/> <small>にゅうがくしたくきん</small><br><b>入学支度金</b> (入学時に必要な資金を貸与。入学時1回のみ)               | 学ぶ意欲はあるが、経済的な理由で高校での学習が難しい島根県出身の生徒。                                  |
| <small>せいかつふくししきん</small><br><b>生活福祉資金</b><br><small>きょういくしえんしきん</small><br><b>(教育支援資金)</b><br>(島根県社会福祉協議会) | <small>きょういくしえんひ</small><br><b>教育支援費</b> (学校で学ぶための資金を月額で貸与)<br><hr/> <small>しゅうがくしたくひ</small><br><b>就学支度費</b> (入学時に必要な資金を貸与。入学時1回のみ)              | 島根県内に住んでいて、島根県育英会など他の資金を借りることが難しいと認められる家庭の生徒。                        |
| <small>ぼしふしかふふくししきん</small><br><b>母子父子寡婦福祉資金</b><br>(お住まいの市町村の福祉事務所)                                        | <small>しゅうがくしきん</small><br><b>修学資金</b> (学校で学ぶための資金を月額で貸与)<br><hr/> <small>しゅうがくしたくしきん</small><br><b>就学支度資金</b> (入学時に必要な資金を貸与。入学時1回のみ)             | 母子家庭、父子家庭、父母がいない家庭の生徒。                                               |
| <small>こうつういじくいけいかいしょうがくきん</small><br><b>交通遺児育英会奨学金</b><br>(公益財団法人 交通遺児育英会)                                 | <small>しょうがくきん</small><br><b>奨学資金</b> (学校で学ぶための資金を月額で貸与)<br><hr/> <small>にゅうがくいちじきん</small><br><b>入学一時金</b> (入学時に必要な資金を貸与。入学時1回のみ)                | 保護者が道路上の交通事故で死亡、または重い後遺障害により働けず、経済的に困っている家庭の生徒。                      |
| <small>いけいけいかいしょうがくきん</small><br><b>あしなが育英会奨学金</b><br>(あしなが育英会)                                             | <small>しょうがくきん</small><br><b>奨学資金</b> (学校で学ぶための資金を月額で貸与)<br><hr/> <small>しりつこうこうにゅうがくいちじきん</small><br><b>私立高校入学一時金</b> (私立高校入学時に必要な資金を貸与。入学時1回のみ) | 保護者が病気や災害(交通事故を除く)または自死(自殺)などで亡くなった場合や、著しい後遺障害のため働けず、経済的に困っている家庭の生徒。 |

### 奨学金を返す方法についての例 【島根県育英会高等学校等奨学金の場合】

(県立高校(全日制) 自宅通学で3年間借りた場合)

1カ月分の金額 18,000円 × 12カ月 × 3年 = (総額) 648,000円

【例】毎月同じ金額を返す場合

※一回の返す金額が1万円を超えないように返す回数が決めています。

648,000円(借りた金額) ÷ 108回(返す回数) = (一回に返す金額) 6,000円

・高校を3月に卒業した場合、その年の10月から返還がはじまります。

・高校卒業後、進学しているなどの理由があれば、6年を超えない期間、返すことを待ってもらうこともできます。

## (2) 主要な奨学金（給付～返すことをもとめられないもの）

| 制度名                                                                                      | 給付額                                                          | 大まかな条件                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <small>きゅうふしょうがくきん</small><br><b>給付奨学金</b><br>（公益財団法人日本教育公務員弘済会島根支部）                     | 一人当たり 15 万円<br>（平成 30 年度の額）                                  | 学ぶ意欲はあるが、経済的な理由で高校での学習が難しい生徒で、校長の推薦を受けた生徒。（原則として、各高等学校 1 名以内）                                               |
| <small>ゆめ おうえんききん おやかてい</small><br><b>夢を応援基金「ひとり親家庭支援奨学金制度」</b><br>（一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会） | 月額 30,000 円                                                  | ひとり親世帯であり就学が経済的に困難な生徒で、夢を実現するための意欲があり社会への貢献を希望している品行方正な生徒。全国で 400 名程度。<br>※全国母子寡婦福祉団体協議会加盟団体の会員で団体代表者の推薦が必要 |
| <small>しょうがくいくえいききん</small><br><b>セントジョセフ奨学英基金</b><br>（公益信託カトリック・マリア会）                   | 月額 20,000 円<br>（平成 30 年度の額）                                  | 経済的理由により、高校での学びが難しいが、学習意欲が高く、生活態度も落ち着いている生徒。                                                                |
| <small>ふるおかしょうがつかいしょうがくきんきゅうよ</small><br><b>古岡奨学会奨学金給与</b><br>（公益財団法人古岡奨学会）              | 月額 15,000 円                                                  | 母子家庭で、経済的な理由で高校での修学が困難な生徒。<br>※中学校での手続きが必要                                                                  |
| <small>かとうやまさきしょうがくきんしゅうがくしえんきん</small><br><b>加藤山崎奨学金・修学支援金</b><br>（公益財団法人加藤山崎教育基金）      | <奨学金> 5 万円<br>（高校等 2 年次<br>1 回のみ給付）<br><修学支援金><br>年額 5~10 万円 | ・奨学金：優秀な成績をおさめている生徒。<br>・修学支援金：教育関係費の支援を特に必要とする家庭の生徒。<br>※奨学金・就学支援金を、両方受けることはできません。                         |
| <small>いじしょうがくきん</small><br><b>アフラックがん遺児奨学基金</b><br>（公益財団法人がんの子どもを守る会）                   | 月額 20,000 円                                                  | がんにより主たる生計維持者を失った遺児で、経済的理由により援助を必要とする生徒。全国で 140 名程度。                                                        |
| <small>しょうに けいけんしや しょうがくきん</small><br><b>アフラック小児がん経験者奨学金</b><br>（公益財団法人がんの子どもを守る会）       | 月額 20,000 円                                                  | 18 歳未満で小児がんを発症した小児がん経験者で、経済的な理由により援助が必要な生徒。全国で 30 名程度。                                                      |
| <small>しょうがくきん</small><br><b>J. POSH奨学金まなび</b><br>（認定 NPO 法人 J.POSH）                     | 月額 10,000 円<br>（年額 12 万円）                                    | 本人の母親、保護者を乳がんで亡くしており（または闘病中）、経済的な理由により高等学校（高等部）の修学が困難な生徒。年間 50 名。                                           |

ここでご紹介した制度以外にも、お住まいの市町村やいろいろな団体が奨学金事業を行っている場合があります。いずれも採用にあたっての条件はありますが、経済的に不安を感じておられる場合には各学校の担当教職員・担任にご相談ください。